

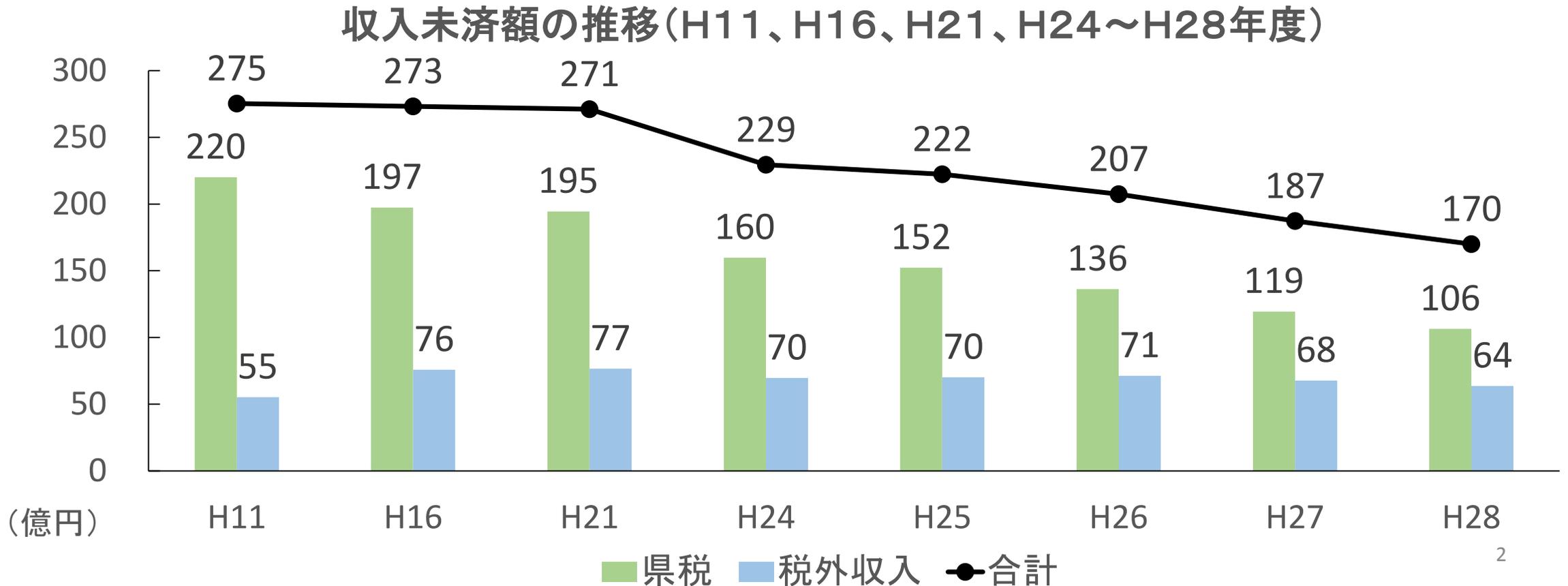
# 福岡県における収入未済解消に 向けた取組みについて

平成30年1月26日(金)  
公金の債権回収業務に関する法務研修

福岡県総務部財政課

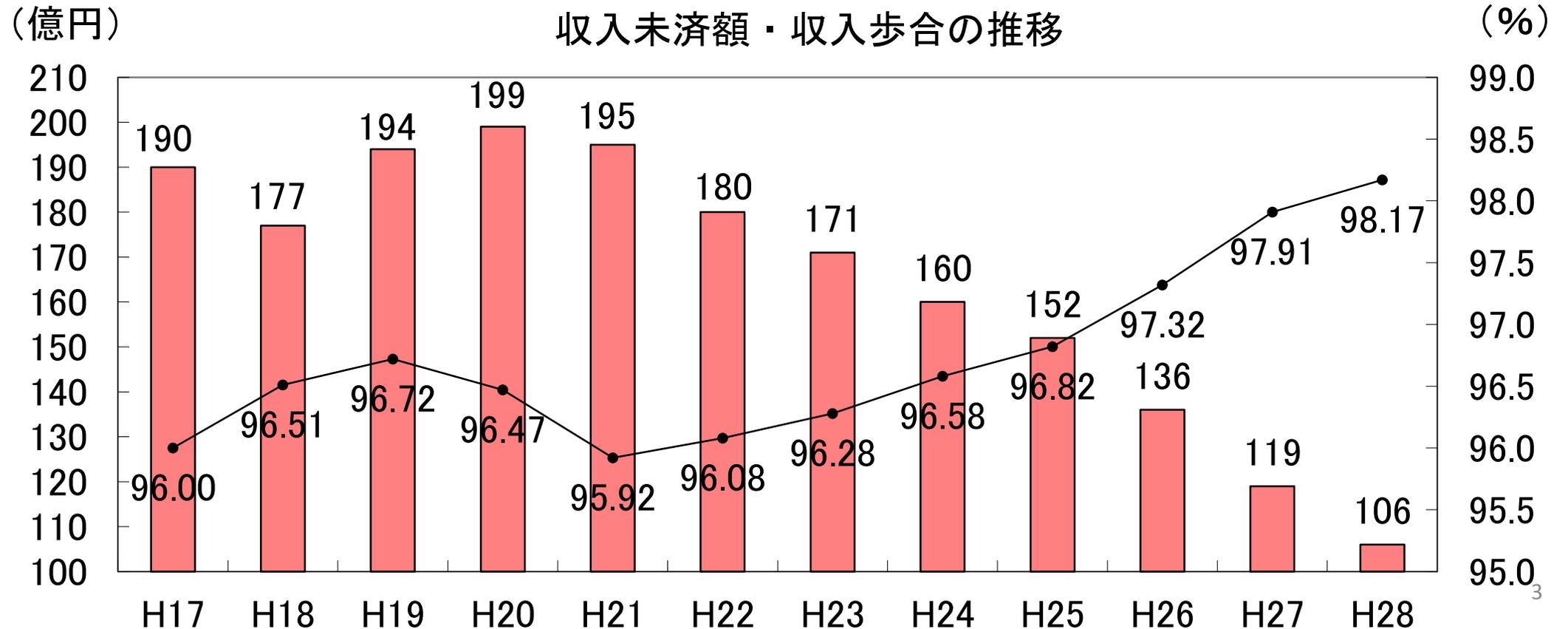
# 1. 収入未済額の推移

○ 県税の収入未済額は、税込確保対策の取組強化等により、ピーク時の平成11年度から114億円減少。税外収入に係る未済額は、ピーク時の平成21年度から13億円減少。



## 2. 県税の状況

- 収入歩合は、徴収強化により平成19年度まで着実に上昇。平成20、21年度は世界的な景気後退により下降するも、平成22年度以降、7年連続上昇。
- 収入未済額は、平成21年度以降、着実に縮減。最も多い税目は、個人県民税で平成28年度は80億円(県税全体の約75%)。



## 2-2. これまでの主な対策と効果

### (1) 個人県民税対策

- 平成19年度から「地方税収対策本部」を設置し、税務課及び6つの県税事務所  
所に特別対策班を設置して、県下全域の市町村支援を強化。
  - ・ 県による直接徴収や県職員派遣による市町村との徴収連携
  - ・ 県下一斉徴収強化月間の実施
  - ・ 合同での搜索、公売の実施
- 現年度分の滞納防止に効果が高い給与天引きによる特別徴収を推進するため、  
税理士会等関係団体や事業者に周知活動を行い、平成29年度より特別徴収の一斉指定を実施。



収入  
未済額

ピーク時 平成23年度119億円 ⇒ 平成28年度80億円

## 2-2. これまでの主な対策と効果

### (2) 自動車税対策

- 平成17年度から県税事務所に「自動車税係」を設置し、現年度自動車税を専門に滞納整理を実施。
- コールセンターによる自主納付の<sup>しょうよう</sup>慫慂（電話催告による初期滞納件数の圧縮）
- 幅広く効果的な滞納処分の実施（給与、生命保険、売掛金、自動車等の差押え）
- 納期内納付促進の取組み（納税環境の整備）
  - 平成16年度からコンビニ収納開始
  - 平成21年度からクレジット納付を開始
  - 平成29年度から口座振替を開始



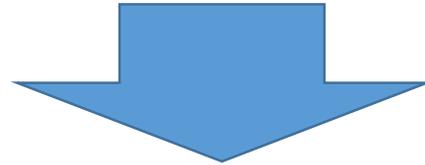
収入  
未済額

自動車税係設置時 平成17年度50億円 ⇒ 平成28年度6億円

## 2-2. これまでの主な対策と効果

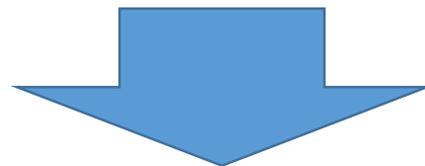
### (3) 高額滞納事案対策

- 県外にある高額滞納法人の滞納整理を行うため、平成22年度から23年度まで税務課に「特命徴収班」を設置し、滞納整理を強化。



平成22年度からの2年間で7億円を徴収

- 平成24年度から28年度まで税務課に「特命事案対策チーム」を設置。  
県内・県外を問わず、高額滞納事案について迅速に差押えや搜索、公売を実施。



平成24年度からの5年間で計36.1億円を徴収

# 3. 税外収入に係る未済額の縮減対策①

## ○ 収入未済解消推進会議の設置(平成16年度～)

- 収入未済の防止及び解消を図り、財政の健全化を推進するため、関係部局で構成する「収入未済解消推進会議」を設置。
- 具体的な取組みとして、
  - (1) 収入科目ごとに、現状と課題を整理し、改善方策を明確にした「収入未済解消計画」を策定。
  - (2) 債権管理マニュアルを整備すべき債権やその更新頻度等を定めた基本方針及びマニュアルに規定すべき項目等を内容とした適正化チェックリストを策定。
  - (3) 全庁的な取組体制の強化、解消方策の情報共有、職員の意識改革等の協議を実施。

# 3. 税外収入に係る未済額の縮減対策②

## ○ 専従職員の配置

一部の債権について、専従職員を配置し、回収を実施。

- 生活保護費返還金(債権回収員2名)

職員で対応が困難なケースでの訪問による納付指導や制度の周知。

- 地域改善奨学資金貸付金(督促専門員・調査専門員8名)

家庭訪問や免除・猶予制度の周知業務等を専門的に実施。

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金(償還指導員1名)

多くの案件を抱える出先機関に督促に特化した償還指導員を設置。

- 小規模企業者等設備導入資金貸付金(債権管理調査員1名)

経営状況を勘案し、増額交渉や、担保物件の処分を検討。

# 3. 税外収入に係る未済額の縮減対策③

## ○ 債権回収会社の活用

- ・平成19年度から委託を実施しており、平成29年度において、これまでの4つの債権に加え、新たに2つの債権にも対象を拡大し、取組みを強化。

### ・本県における債権回収会社への委託状況

(単位:千円)

債権名	委託開始年度	H28回収額
①住宅管理使用料	H19	1,239
②母子父子寡婦福祉資金貸付金	H21	18,071
③農業改良資金貸付金		240
④林業・木材産業改善資金貸付金		11
⑤看護師等修学資金貸付金	H29	—
⑥定時制及び通信制高校修学奨励金返還金		—

## 4. 各部署における主な取組み

### ○ 地域改善奨学資金貸付金(人権・同和教育課)

- ・ 夕方～夜間督促の実施(5月～10月の計12日間)。
- ・ 色つき督促状など、返還を意識付ける文書を送付することで、返還義務者と接触する機会を確保。

### ○ 小規模企業者等設備導入資金貸付金(中小企業振興課)

- ・ 期中管理におけるアドバイザー等専門家の活用や、経営革新の推奨などによる経営改善の支援を行い、償還をフォローアップ。

### ○ 生活保護費返還金(保護・援護課)

- ・ 夏季(7～8月)と冬季(12月)の一斉督促の実施。
- ・ 毎年度7月に、課主催の出先機関担当者を対象とした会議を開催し、取組方針の周知、情報交換を実施。

## 5. 今後の取組み

- 収入未済解消推進会議を中心に、徴収コストとのバランスを考慮しながら、現在の取組みを継続、着実に実施。
- 税の徴収ノウハウを最大限活用した取組みを推進。
- 他の有効な取組みの情報収集などを積極的に行い、研究・活用を図る。